

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年12月25日（月）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地覺君
委員	松枝正浩君	委員	愛甲信雄君
委員	木野田誠君	委員	有村隆志君
委員	中村正人君	委員	植山利博君
委員	蔵原勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

山田龍治君 川窪幸治君 前川原正人君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	川東千尋君	農林水産政策課長	砂田良一君
農林水産政策課主幹	鎌田順一君	林務水産課長	川東輝昭君
林務水産課長補佐	山之内治君	林務水産G長	落水田剛君
林務水産G主査	馬渡誠君	耕地課長	西元剛君
耕地課長補佐	川崎千秋君	耕地課主幹	森裕之君
商工観光部長	池田洋一君	商工振興課長	谷口隆幸君
企業振興室長	住吉謙治君	商工振興課主幹	西溜和幸君
企業振興室主査	大浦好一郎君	建設部長	島内拓郎君
まちづくり調整監	堀之内毅君	建設政策課長	茶圓一智君
建設政策課政策G長	笛田純一君	建設政策課政策G主査	田籠美笛君
都市計画課長	柿木安長君	都市計画課長補佐	小松弘明君
都市整備G長	山下弘美君	都市計画Gサブリーダー	深迫康幸君
政策G主査	米元利貴君	建設施設管理課長	仮屋園修君
建設施設管理課主幹	山元辰実君	上下水道部長	堀切昇君
下水道課長	池之上淳君	下水道課主幹	池田康一郎君
下水道課主幹	戸高一朗君	業務Gサブリーダー	瀧間宏君
福山総合支所長	松下昭典君	福山産業建設課長	別當正浩君
福山産業建設課主幹	国師五寿美君	霧島産業建設課長	塩屋一成君
霧島産業建設課主幹	山下晃君	スポーツ・文化振興課長	赤塚孝平君

国体準備室長 野辺貞孝君 スポーツ・文化振興課主幹 宅間正明君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第82号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

議案第83号 霧島市都市公園条例の一部改正について

議案第84号 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

議案第86号 霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

議案第89号 霧島市福山食の交流館の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第92号 指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）

議案第93号 指定管理者の指定について（上小川地区コミュニティ広場）

議案第96号 市の境界変更について

議案第97号 議決事項の一部変更について（工事請負）

議案第113号 訴えの提起について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月18日及び21日の本会議で本委員会に付託になりました議案10件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[[「異議なし」と言う声あり]]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第84号 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第84号、霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正についてについて、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

議案第84号、霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について、概要を御説明申し上げ

げます。公共下水道国分隼人処理区において、第5期事業認可区域に属する区域である区画整理事業隼人駅東地区に係る13.5haを、新たに国分隼人第5負担区として追加し、単位負担金額につきましては、これまでに整備を進めてまいりました国分隼人第1から第4負担区までと同額とするため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○下水道課長（池之上淳君）

議案第84号、霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。今回提案いたしました、国分隼人第5負担区の追加に伴う当該負担区の単位負担金額の設定に当たりましては、受益者負担金の趣旨でございます「公共下水道が整備されることによって利益を受ける土地所有者等に、建設事業費の一部を負担してもらい整備の進捗を図るもの」という原則に基づき、同第4負担区までと同様の手法で、市単独事業として整備する末端管渠の整備費用から普通交付税の基準財政需要額を差し引いて求めた整備負担額を、整備面積のうち、道路等の減免対象地を除いた賦課面積で除して試算いたしましたところ、試算結果が同第4負担区までの金額と同程度であったこと、また、これまでに御負担いただいた受益者との均衡を重視したいという考えから、これまでと同額と致したところでございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

第5期事業認可区域というのは、隼人駅東の区画整理地だということですが、全く同じ面積と理解してよろしいですか。

○下水道課長（池之上淳君）

区画整理の分は13.1haなのですが、こちらにつきましては道路部分も含めておりまして13.5haとなっております。

○委員（植山利博君）

ということは、道路部分を含んだ0.4haが区画整理以外に少し入っているという理解でよろしいですね。

○下水道課長（池之上淳君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

受益者負担金をきちっと計算をしたら、これまでと同程度であったということですね。時代によって、工事費とかの変遷があると思うんですけど、以前、試算をしたときと若干増えていたとか、減っていたとか、その辺はいかがですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

この負担金の算出方法につきましては、まず、その整備区域のエリアを決めまして、その末端

管路は、3 m³未満の流入がある所の工事費を出しまして、その整備費をその面積で割るんですが、先ほど言いましたように、その面積の中には、道路とか水路が含まれております。その分の4割を抜いた、全体面積の6割の面積で、その事業費を割ります。普通交付税で見ていただける部分の金額を、まず全体の費用から引きまして、それを先ほど言いました全体面積の6割の面積で割り戻した金額で、その整備エリアにつきましては、大体、例年のとおりというふうに、426円というのが出てまいりましたけれど、430円というふうに、今回は計上させていただいております。

○委員（植山利博君）

受益者負担金を求める場合に、初めて聞かれる方などもいらっしやって、自分の土地の面積1 m²に対して、この金額が掛かるわけですけれども、よくあることは、宅地だとか、ここは野菜を作っているから宅地ではないのではないかというような地権者の思いというものもあるわけですけれども、地権者の理解を得るための手立ては、どういう機会を作られようとしておりますか。

○下水道課長（池之上淳君）

説明につきましては、工事の説明というものもやっておりますけれども、年が明けましてから、野口とかは、受益者の方に説明をする予定をしております。

○委員（植山利博君）

今までの例で、過去に隼人、国分をされたわけですけれども、なかなか理解を得られにくかったとか、そういう事例はないですか。我々は、なぜ、この敷地全部に一律に1 m²当たりこれだけ払わないといけないのかといったような苦情のようなことを言われるケースが多いわけですけれども、担当部局に対しては、そのような声が届いたり、自分はそんなものは払えないというような事例は過去になかったですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

そのような内容は、恐らく過去にはあったものと考えられます。ただ、職員も、この負担金につきましては、非常に丁寧に説明をさせていただいた上で、理解とお支払いをお願いしているといったようなことから、現年度の負担金等の徴収率がある程度維持できているといったところを考えますと、周知がされているものだと考えております。加えまして、支払いがなかなか難しいといったようなところにつきましては、御相談いただいたり、様々な方法で御協力いただくように努力しているところでございます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

今、エリアの話がされましたので、その一つのエリアに対して、実際は被らないかもしれないという話でしょうけれど、実際、そのエリアに下水道が完備されますと、今まで生活排水が側溝に流れていた分が、下水道のほうに接続していただければ、そういった生活環境が改善されるという大きな意味の捉え方からいきますと、その一つのエリア全てが受益を被るのではないかという意味合いで、そのエリア全体に賦課しているというようなことでございます。

○委員（有村隆志君）

今回、新たに13.5haが増えるということですので、その分はつないだときに、その能力というのは大丈夫でしょうか。まず、総面積はわかりますか。

○下水道課長（池之上淳君）

国分隼人の認可された面積で915.5haとなります。

○委員（有村隆志君）

能力については、当然、それだけ面積が増えるということは、流す管の太さも大きくしたりとか、その途中の変更とかはないですか。

○下水道課長（池之上淳君）

途中で配管を太くしたりとか、そういったことはしなくても大丈夫です。

○上下水道部長（堀切 昇君）

先ほど有村委員から質問のありましたのは、終末処理場のことも含めてということではないかと思えますけれど、現在、終末処理場が1池目と2池目の二つの池で、1日当たり1万4,000m³の処理能力を持っております。現在、3池目の増設に入っております、それが4,700m³ということになっておりますので、平成32年の試算でいきますと、その2池では、もう足りなくなるというのが見えておりますので、そのために、現在、3池目を増設中でございますので、この地区の13.5haが入っても、終末処理場には何ら問題はないということでございます。

○委員（有村隆志君）

問題がないということで、今後もこの下水道事業というのは人口減少もあって広げていくわけですが、今のところは、これで終わりかなと思うんですが、今後も新たに団地ができたり、面積が増えた場合にも、こういう手法でやって増やすことは可能ですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

今回で13.5haを増加したということでしたわけですが、今後におきましても、合併浄化槽とこちらのどちらの施設でやるかということがございますので、そこらにつきましては、環境衛生課のほうとじっくり話をしながら、下水道は管路1m延ばすのに4万円とか、費用が掛かる所では、それ以上の費用が掛かるようになっておりますので、家屋が点在しているような所につきましては、合併浄化槽とか、集合しているような所につきましては下水道事業といったほうが、効率が良いというようなことございますので、そこらにつきましては、また先を見ながら、あと予算の関係もございまして、国のほうも、現在、新設よりも維持管理のほうを、管路の耐用年数が大体40年とすれば、うちは平成8年に供用開始ですので、20年しか経っておりませんが、それ以前からも早い所では進めておまして、国のほうもどちらかという維持管理のほうにも費用が掛かるじゃないかということで、公営企業化のほうも進めているわけでございます。

○委員（有村隆志君）

受益者負担のことなんですが、金利のほうも安くなっているのですけれど、一括で支払ったほうがお得感があるのですが、先ほども植山委員から話がありましたけれども、地目は宅地なんだけ

ども、実際は畑であったり、いろいろあるのでしょうかけれど、そのような中で負担をせざるを得ないという部分で、そこら辺が払う期間は決まっていて、どうしてもそこまで払わないといけないという、そこらの弾力性というのは、現在、どのようになっていますか。地域をはったときに、即、受益者負担金を回収ですよということでもいいですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

受益者負担につきましては、その整備を完了した次の年からの賦課になります。先ほど負担金の中で、面積のことをおっしゃいましたけれど、宅地であっても分筆等がしてあって畑というようなことであれば、その畑の分について賦課は致しておりません。あと金利のことにつきましても、前回の質疑でも出ましたけれど、5年間の利率でいきますと、平成8年の供用開始当時は2%であったと。現在は0.03%でございます。負担金につきましては税金等をよく言われるんですけど、負担金というものは1回限りに賦課されることであって、そのエリアに限られてということで、利益を被る人について、その工事費を負担していただくということが原則ですので、そういった意味で、仮に1,000㎡の宅地を持たれる方がいらっしゃいますと、43万円掛かってくるわけです。非常に大きな金額で、仮に分譲が60坪でされておりますと、8万6,000円くらいの負担金が掛かってまいります。おっしゃるように、それが一気に掛かってくるわけですから、確かに年金暮らしの方とか、一気に払えないよという方におきましては、5年間の20回払いになっておりますけれども、更にそこは訪問をして、面談の上、少しずつでも払っていただくというような手法を取っているところがございます。

○副委員長（厚地 覺君）

区域に入っているもので、100%加入しているのですか。全体の加入率をお願いします。

○下水道課長（池之上淳君）

国分隼人地区で82.5%の方が入っておられます。

○副委員長（厚地 覺君）

残りの地区がまだ17.5%あるわけですけど、これらはどのように指導されるのですか。入らなければ入らないでいいという考え方ですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

現在、水洗化率として82.5%ということで、これは供用開始をした区域、現在、整備を行っている所の面積に対する実際に接続した方の割合になっております。本来ならば、下水道法第10条によりまして、遅滞なく接続しなければならないというふうになっております。しかしながら、現状と致しましては、その整備区域内には合併浄化槽の施設を既に持っていらっしゃる方がいらっしゃいます。新規で下水道に接続される方は、そのまま一緒につなぎ込むときに、また負担金を頂いているところがございますけれど、なかなかその合併浄化槽が耐用年数にまだ来ていない所などにつきましては、自分の所はこれでいいよという感じのことをおっしゃいますけれど、こちらと致しましても、そういった方に対しても下水道に接続していただきたいということをお願いをしているとこ

ろでございます。

○委員（有村隆志君）

空き家の部分とかないですか。

○下水道課長（池之上淳君）

そういった空き家の分は入っておりません。

○委員（植山利博君）

今回、新たに区域を設定して事業を始めるわけですが、その中にも既に合併浄化槽を使っていらっしゃる方がいらっしゃるというふうに理解してよろしいですね。

○下水道課主幹（戸高一朗君）

今回、エリアを拡大しました隼人駅東地区につきましては、新たに区画整理をするということで、今まであった家屋についても、新しい所に移転をされるということですので、現在、合併浄化槽を使われている所につきましても、下水道のほうを整備すれば、それに接続をしていただけるということになります。

○委員（植山利博君）

下水道の整備と区画整理の進展と歩調を合わせて整合性を持って進めないと、例えば換地が決まって家を建てるが、下水道がまだ未整備なので、とりあえず下水道が来るまでは、どういう対応を取ればいいのか。例えば仮設のトイレを付けるとか、そういう事例が出てくる可能性があるんです。ですから、過去の区画整理の地区においても、あとの事業の流れがありますから、家は早く建てないといけない。だけどトイレはどうしたものだろうというようなことが起こらないように区画整理の事業進捗と下水道の進捗が歩調を合わせて進めるような取組が、現実的には必要になると思うんですが、その辺はいかがですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

確におっしゃるとおりでございます。下水道につきましては自然流下方式というのが一般的でございますので、あくまでも下流側のほうから整備を続けていかなければならないと。仮にその上流側に家が建つということになりますと、まだ管路が届かないわけでございます。そういったことが浜之市でもあったのかもしれませんが、この点につきましても、水道もなんですが、どういう手法でいくか、どこを先にしようとか、そういった形で区画整理課のほうと綿密に打合せをしながら行ってまいりたいと考えております。

○委員（植山利博君）

100%整合性が取れるかという点、なかなか難しいだろうと思うんですけれども、そのときの対応を、区画整理課と下水道のほうで連携を取って進めていただきたいということを求めていると思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第84号について、執行部に対する質疑を終わります。

△ 議案第97号 議決事項の一部変更について（工事請負）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第97号、議決事項の一部変更について（工事請負）について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

平成28年12月22日、平成28年第4回霧島市議会定例会で議決された議決第133号、平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3について、協定の内容を一部変更しようとする仮協定を締結いたしましたので、本協定とするため、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○下水道課長（池之上淳君）

議案第97号、議決事項の一部変更について（工事請負）、概要を御説明申し上げます。国分隼人クリーンセンターにつきましては、供用開始から20年が既に経過し、長寿命化計画に基づく汚泥処理施設の機械電気設備について更新等を進めてまいりました。霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3は、専門的な知識を有し、設計・計画内容等を熟知している日本下水道事業団と締結している協定でございまして、この度の変更仮協定の変更内容は、本建設工事に係る汚泥脱水装置等の機器が決定したことに伴い一部工事内容が変更となること、併せて、協定全体の建設工事に係る事業費が確定したことに伴って、協定金額の減額が生じたものでございます。つきましては、平成29年10月4日付け、仮協定を締結したところであり、今定例会において、議会の議決をお願いするものでございます。以上、議決事項の一部変更について（工事請負）の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか

○委員（有村隆志君）

今回のこの工事は、汚泥処理施設の電気設備の計画が変わったよと。それで工事費が減ったという理解でいいですか。

○下水道課主幹（戸高一朗君）

機器等につきまして変更はございません。前から計画していたものと変わりはないのですが、一部それに付随する機器等に若干変更があったということと、事業団が入札した結果、落札差金が出

たものですから、その執行残の分を変更減としたいという提案でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第97号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時32分」

「再開 午前 9時35分」

△ 議案第96号 市の境界変更について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第96号、市の境界変更について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第96号、市の境界変更について御説明いたします。曾於市主体の基盤整備促進事業立馬地区の実施に伴い、従来の区画に沿った境界を新区画に基づいて変更し、併せて境界変更における面積上の清算を行うため、地方自治法第7条第1項の規定により、鹿児島県知事に両市の境界変更を申請するため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、霧島市福山町大字佳例川字岩穴の7筆の土地を曾於市へ編入し、曾於市大隅町大字坂元字遠目塚の6筆の土地を霧島市へ編入することになりますが、編入するそれぞれの面積合計は同一であり、両市の面積に増減はございません。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○耕地課長（西元 剛君）

議案第96号、市の境界変更について資料のご説明を申し上げます。資料1をお開きください。今回の該当地域は、福山町牧之原の曾於市との境界を接する箇所、都城市へ向かう国道10号の近くにあります。資料2をご覧ください。薄く色が付いている箇所が霧島市側で、四点線が現在の市境界線であります。資料3をご覧ください。土地改良工事後の図面です。三点線が今までの市境界線です。土地の区画が変わったため、市境界線は土地の境界線に基づかないものになっております。土地改良法により、基盤整備後の土地の一つ一つは、複数の市町村、大字等にまたがってはいけないと定められていることから、資料4の太線のとおり、土地の境界線に基づいた新たな境界線に変更しようとするものです。薄く色が付いている箇所は道路敷、濃く色が付いている箇所は水路敷になります。資料5をご覧ください。太線が新境界線で、三点線が現在の境界線です。斜線部分3か所が霧島市から曾於市へ移動する分で、薄く色が付いた2か所が曾於市から霧島市へ移動する分になります。面積合計はどちらも同じく1,434.79㎡であり、両市の面積に増減はございません。また、

該当地域は田がほとんどで人家がないため、人口の増減もございません。追加でお配りした資料は参考資料でございます。上半分の概要につきましては、ただ今御説明した内容と同じであります。下半分は、今回の基盤整備事業の流れと、市境界変更の申請の流れ及び根拠法令を記載しております。以上で、資料の説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

整備をした後に、土地の境界に基づいて土地のやり取りをしたと。曾於市も霧島市も面積に変更がなかったということですが、この土地については、民間の所有者があったものだという理解でよろしいですか。

○耕地課長（西元 剛君）

全て、民間の所有者になります。

○委員（植山利博君）

霧島市において、元々の所有者は何人でしたか。

○耕地課長（西元 剛君）

霧島市側が7戸ありました。

○委員（植山利博君）

市同士の面積は全然増減はなかったということですが、個人の持ち分についても、当然、以前と以後は面積に差がなかったという理解でよろしいですか。

○耕地課長（西元 剛君）

曾於市におきましては、事業前が29戸から26戸。霧島市におきましては7戸から3戸という形になります。

○委員（植山利博君）

そうすれば所有者の数が増えているということですので、そのところは、ある意味では金銭的なやり取りで調整を図ったという理解でよろしいですか。

○耕地課長（西元 剛君）

最終的には換地を行った後の清算という形になると思います。

○委員（植山利博君）

ということは、まだ清算にまでには至っていないと。この議決をしてから換地をして清算をするということですがけれども、地権者の理解は得られているんですか。

○耕地課長（西元 剛君）

全て、合意を得られております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第96号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時42分」

「再開 午前 9時44分」

△ 議案第89号 霧島市福山食の交流館の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第89号、霧島市福山食の交流館の設置及び管理に関する条例の廃止について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第89号、霧島市福山食の交流館の設置及び管理に関する条例の廃止について、概要を御説明申し上げます。霧島市福山食の交流館は、林野庁の補助事業を用いて、旧福山町が平成14年度に食堂経営施設として設置いたしましたが、利用者がいない状態が長く続いていることを踏まえ、この施設をまきのはら運動公園内多目的広場の附帯施設として一体的な利活用を図るため、本条例を廃止しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

本施設は、平成13年度木材産業経営革新公共施設等整備事業にて旧福山町が事業主体となり、訪れる方に木材の持つ良さや温かさを体験していただくとともに、地域材の需要拡大を図る目的で整備したモデル的木造公共施設で、柱や内外装材にスギ材を多用する作りとなっております。平成14年度以降、福山町の管理のもと運営されてきましたが、平成17年11月7日に周辺1市6町が合併したことに伴い、現在は霧島市によって管理運営されています。本施設は国道504号沿いのまきのはら運動公園内に位置し、多くの方に利用していただいていたところでありましたが、東九州自動車道の整備進捗に伴い、次第に来客数が減少し、平成25年度以降は採算が合わず、店舗に参入する業者が公募しても応募がない状況にありました。一方、本施設周辺は霧島市の総合運動公園としての整備が進み、パークゴルフ場や多目的広場などが設置され、多くの方に利用されており、特に平成32年の鹿児島国体においては、女子サッカーやパークゴルフの会場に決定しているところでもあります。なお、本施設は多目的広場に隣接しており、利用者から更衣室やミーティング室として活用できないか要望も出されておりました。地元関係者ともこれまで活用策について検討してまいりましたが、周辺の交通事情を見ても高速道路が延伸され、今後も食堂として利用するのは難しい状況にあることなどから、今回、まきのはら運動公園の附帯施設として更衣室等の多目的施設に用途変更することが、事業目的のひとつであるモデル的木造公共施設としての効果を発揮させるうえでも最善であ

ると判断し、今回の条例廃止の提案に至った次第であります。これにより、更衣室などの附帯施設として、多目的広場の利便性の向上が図られるものと考えておりますので、本件の御審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

当初は食堂施設として使用されてきたということですが、この食堂施設として何年頃まで利用されてきたのか、その後はどういう状態になったのか説明してください。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

平成14年度に食堂施設として開業しまして、平成24年10月31日まで約11年間、食堂施設として利用されてきました。この間、四つの経営者が入って食堂経営をしてきたところですが、先ほども申したように、経営がうまくいかないということで公募もなくなったことから、それ以降につきましては、当時の教育委員会とも話をし、休止の間は附帯施設として利用できないかと検討して、また、現在もですが、更衣室や会議室として運営してきている状況にありました。

○委員（木野田誠君）

あとの4年間は、空き家状態というか、確たる目的はなくて、臨機応変に更衣室とかとして使っていたということで理解していいですか。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

そこにつきましては、確たる目的がないと言いますか、教育委員会とも話をしまして、今度、条例廃止して附帯施設として利用するのですが、そちらで利用したほうが効率的で、当初の目的であった木材施設の有効利用という形では、十分に当初の目的を発揮できるのではないかとことから、そのような形で方針は決めているところであります。

○副委員長（厚地 覺君）

平成13年から林野庁の補助事業でということですが、今度は、まきのはら運動公園の附帯施設となれば、補助金の適化法のほうは、スムーズに行われたわけですか。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

そこが一番ネックになると思っておりましたので、これにつきましては県とも協議を行っておりまして、一定の書類を提出することで、用途変更して活用することはできるということでしたので、その手続は既に終えて、補助金的には問題ないということで、県からも意見を伺っております。

○委員（蔵原 勇君）

ここが一番多いときはどのくらい入れて、最近採算が取れないとなっておりますけれど、現状と実績はどうだったのですか。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

この食堂施設としては、最大47人が利用可能な施設でありました。そして開業当初は平成14年だったのですけれど、実質営業した月でいいますと、月に大体900人であったんですが、最終年度の平成24年度は、この月は実質6か月営業をして、月当りは約200人と激減している状態でありました。

○委員（蔵原 勇君）

ここで雇用される方々は、一番多いときで何人くらいいらっしゃいましたか。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

雇用が何人ということまでは、ちょっと把握していませんが、途中、鹿児島ラーメンのほうでも経営されているときがあったのですが、そのときでも、やはり人間を掛けすぎると人件費が掛かって赤字になるということで、かなり負担になっていたということはお伺いしております。

○委員（愛甲信雄君）

かごしま国体の女子サッカーやパークゴルフの会場に決定したということですが、この会場をリニューアルはなされるのですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

今はそのままの状態を利用させていただいておりますが、今後、条例の廃止をお認めいただきましたら、予算のほうを確保して、厨房の所をシャワー施設に、中に大きな囲炉裏があるのですが、それを撤去して、一部造り変えて、会議とか更衣室とか授乳室とかといったものに利用していきたいと考えております。

○委員（愛甲信雄君）

多目的に使うということですね。国体のときは更衣室とかに使って、あとはもう多目的施設になるということですね。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

現在もサッカーの女子の大会が開かれたり、子供たちのサッカーの大会が開かれている多目的広場というのが隣接してございます。マイクロバスの中や車の中、そういった所で着替えをしていたということもありました。私どもとしては、多目的広場にそういった施設がほしいと。新しく造っていただければいいんですけれども、どうしても財源的なこともありまして、そういうクラブハウスのようなものはございませんでした。今後、この食の交流館を譲り受けることによって、そういった利用ができるということで、そういう点では、今後、利活用というのは図られると考えているところでございます。

○委員（有村隆志君）

今回、クラブハウスのようなものになるということで、これは一つのモデルになるようなケースだと私は思うんです。クラブハウスですので、当然、事務所的なもの、会議をする所、授乳室とシャワー室とありますが、仕切りを作ってきたら分けてしまうのか、適当に間仕切りするだけという考えですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

入りますと、畳の部屋が3部屋あります。ここについては、お母さん方が小さい子供を抱いてきて、授乳室ということで、そのまま活用していこうと考えております。それから、先ほど申し上げました囲炉裏については、これを撤去することによって非常に大きなスペースが確保できます。ここについては、後で備品とか椅子、机を購入すればすぐ会議室にもなりますし、口の字型の監督会議とか、そういったものにも利用できます。あるいはまた机を並べることによって、子供たちが雨を避けて交流をすることもできますので、多目的に利用できるというふうに考えております。管理事務所というのは、まきのはら運動公園一帯は、パークゴルフ場の横にクラブハウスを一昨年造っていただきましたので、そこが全体的な管理をしますので、常駐の人はおりませんけれども、シャワー室を備えた非常にいい施設が出来上がるものと考えております。

○委員（木野田誠君）

平成24年11月まで食堂をやっていたらしゃったということですが、この施設が途中から更衣室とか、そういう形で使われてきていたということですが、それ以外に、地域の住民の方が自主的に使うというようなことはなかったんですか。また、これが更衣室とかに変わることに對して、不便を感じるというような意見は出ていませんか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

まきのはら運動公園はゲートボール、グラウンドゴルフ、パークゴルフそれから多目的広場のサッカーといった団体利用が主でございます。その方々が大会をするに当たって、事前に準備をしたり会議をしたり、そういったものは食堂が廃止された以降は、指定管理者と話をしながら、何回か今までも利用していたことがございます。ですから、むしろ地元の方々が、そういった大会をする、あるいは準備をしないといけないというときには、今までも使われてきておりましたので、それについては、利用形態がおかしいとか、あるいはまたどうなのかというような不安の声というのはなかったというふうに捉えております。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

地元とも平成25年度に協議はしております。その中で、地元の体育協会のほうから、やはりここはクラブハウスに変えてほしいという要望もあったところで、市の考えと一致していたところでありました。

○委員（植山利博君）

平成25年から食堂としての機能が止まっていたわけですから、今までの話を聴いていると、できればもっと早くこのような対応をすべきではなかったかというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

平成28年度にも一度、今のこの動きを模索してきたところはあったんですが、そのときには、施設の用途の位置付けということで、まだ県との補助金の関係で協議が整っていなかったところもありましたので、それが整ってから、きちんと上げようという形で、今になったということがありま

す。

○委員（植山利博君）

ほかにもそのような施設が出てこようかと思えます。ですから公共施設の管理計画もありますけれども、当初の目的でなかなか利用されていないような施設はどのような利用をするのか、しっかりと内部で検討して、素早い対応を求めておきたいと思えます。それから本会議の中で、一部、指定管理者が一定のイベントのときに女子専用というような張り紙があったという議論がありましたけれども、早速撤去をさせますという答弁でしたが、その後、どのような対応を取られておりますか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

前川原議員が訪問されたときに、その前後で女子の大会があったことから、そういった張り紙をしてある状態でした。その件については、すぐに確認をしました。当然、子供たちも男性の方も利用できるような施設でございますので、そのときがそうだったということでございます。今は撤去されているところでございます。

○委員（植山利博君）

素早い対応で評価をしたいと思えます。

○委員（木野田誠君）

平成13年度の施設整備事業ですけれども、これを今度は用途変更するということではありますが、この用途変更というのは、こういう整備事業とか、そういうものがどれくらい経ったら可能になるのか。それと施設の管轄は教育委員会というような感じがするんですけど、そうではなくて、これは農林水産部の管轄で、今後もしていかれるという理解でよろしいですか。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

今回の件に関しましては既に10年経っているということで、10年経ったということで長期利用財産ということになりまして、その長期利用財産処分報告書というものをもって、用途変更して使うことができるということでした。何年経てばできるのかというような御質問だったんですが、そこについては把握していないんですが、今回の場合は10年を過ぎていたということで、その長期利用財産という形での用途変更ができたという形になります。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

補助金で建てた建物を撤去してしまうと、適化法の関係はあると思えます。しかし、木のぬくもりとか木材利用とか、そういったものは食堂であろうがクラブハウスみたいな形であろうが、ずっと引き継がれていくので、その補助金の目的というのは今後も継続していくと思えます。確かに10年というものありますけれども、今後はそういう形で市民環境部が受けて進めていきたいということで、スポーツ施設の条例でいきますと、まきのほら運動公園の都市公園条例の中で管理運営をしていきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

今までは農林水産部の管轄であったということでいいですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

そういうことでございます。ちゃんと所管替えをした上で、私どものほうで、今後対応していきたいと思います。

○傍聴議員（前川原正人君）

補助金適正化法には問題がないということなんですが、建設費は幾らで、そして当時は福山町であったわけですけれども、起債が幾らだったのか、一般財源が幾らだったのか、その辺の詳細をお示しいただけますか。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

事業費は3,280万円になります。2分の1の補助事業でありますので、国費が1,640万円入っております。起債の内訳は後ほど報告いたします。

○傍聴議員（前川原正人君）

当時は福山町だったんですけれども、例えば起債であったり、あとの2分の1の部分については、一般財源であったとか、そこは分かりませんか。

○福山総合支所産業建設課長（別當正浩君）

残りの2分の1は、一般税源で1,640万円となっております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第89号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時10分」

「再 開 午前10時12分」

△ 議案第92号 指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第92号、指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第92号、指定管理者の指定について御説明いたします。本案は、霧島市黒石岳森林公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年7月3日から7月31日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった1団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、そ

の審査結果に関する市長への報告に基づき、公益社団法人霧島市シルバー人材センターに平成30年4月1日から平成35年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、林務水産課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○林務水産課長（川東輝昭君）

議案第92号、指定管理者の指定について御説明いたします。議案綴り26ページをお開きください。現在、大成ビルサービス(株)を指定管理者としている霧島市黒石岳森林公園について、平成30年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、公益社団法人霧島市シルバー人材センター1団体から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、霧島市シルバー人材センターが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、霧島市シルバー人材センターに平成30年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。指定管理候補者となる霧島市シルバー人材センターは、平成元年4月1日に社団法人国分市シルバー人材センターとして設立され、平成18年4月1日には、組織統合により社団法人霧島市シルバー人材センターとなり、また、平成24年4月1日には公益社団法人霧島市シルバー人材センターに移行され現在に至っております。27ページをお開きください。施設概要ですが、当施設は、平成5年度から創造の森整備事業等で整備を進め、平成7年度に開設されておりまして、敷地面積は50haでございます。主な施設と致しまして、バンガロー、テントサイト、グラウンドゴルフ場、ドッグラン、休憩所、屋外トイレ等が敷地内に配置されております。本施設は、住民に森林を利用したレクリエーションの場を提供し、住民の健康増進を図るための施設でございます。平成28年度実績で、年間利用者数は439人、年間使用料は39万6,140円であります。指定管理者の概要としましては、定年退職などの高年齢者に、ライフスタイルに応じた臨時的かつ短期的、又は簡易な就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする、様々な社会参加を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化に貢献するもので、平成28年度の実績は、霧島市隼人等都市公園指定管理業務、霧島市城山公園指定管理業務など受注件数5,568件で、従業員数プロパー職員12人、臨時職員16人、会員数917人です。次に、資料1の「平成29年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員会構成についてご説明いたします。1ページをお開きください。こちらに委員会の構成をお示ししております。霧島市黒石岳森林公園は、内部委員が平野前副市長、中村前副市長、塩川総務部長、川東農林水産部長及び林務水産課長の5名、外部委員が霧島市自治公民館連絡協議会会長1名の計6人となっています。次に、2ページ目の「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点

などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、「5審査方法」についてご説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「選定基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行っております。4ページをお開きください。審査に当たっては、「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料の市長報告書の3ページをご覧ください。選定意見につきましては、類似施設の実績を評価した。施設のポテンシャルに着目した自主事業の提案を評価した。自主事業収益を公園整備事業に還元するなど将来を見据えた提案を評価した。ホームページ活用や広報誌による特集、城山公園など他の施設と連動した取組みなどPR活動に係る多様な提案を評価した。自然公園を管理するに当たって、有資格者が多数在籍している点を評価した。リピーター確保に向けた具体的提案を評価した。という意見が出されております。今回の指定管理者への応募は、霧島市シルバー人材センター1社のみであり、指定管理者候補選定委員会で申請者から提出された事業計画書等を審査し、施設担当課へのヒアリング、申請者のプレゼンテーション及びヒアリング等を行った結果、霧島市シルバー人材センターが900点満点の540点（得点率6割）以上の要件であります659点という評点結果となりました。この評点結果を受け、事業計画書等について、管理運営上の基本方針、管理運営体制及び計画、公の施設として地域で果たす役割を重視するとともに、集客を図るための自主事業が確認できたこと、類似業務の実績等もあることなどから、当施設の指定管理者候補にふさわしいとして選定を行ったものであります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

選定結果の概要ということで、施設のポテンシャルに注目した自主事業の提案とあるんですけども、施設のポテンシャルと自主事業の提案というのが、どういったものだったのか教えてください。

○林務水産課長（川東輝昭君）

まず利便性の向上という部分では、本施設までの誘導看板です。場所が山奥という点がございまずなので、まずは誘導看板の充実をしていきたいと。それとバーベキューセットの無料貸出しがござ

います。それとインターネットによる受付を始めたい。それから技術や技能を生かした整備という部分がございます。自主事業としましては、子供チャレンジ教室、これは木工作品作りとかであります。それとスタンプラリー、公園内をめぐり自然や歴史を学んでいただくというものがあります。それから森林セラピーということで、散歩コースの設定プログラムを企画立案したいと。それから昆虫観察会、カブト虫の観察会や標本づくりというものがございます。それと緑の少年団との連携ということで、体験学習会や緑化活動への協力をしていきたいということ。それとドッグランが前回の大成ビルサービスのほうでも行われていたわけですが、これをまた引き続き大型犬と飼い主の休憩の場所というような形で、小型犬も含んでおりましたけれども計画をされているようがございます。

○委員（松枝正浩君）

今度、指定管理者が代わられるわけですがけれども、前の提案と今の提案で変わったものがありますか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

前回の大成ビルサービスのほうでも、ドッグランを最初始められておりましたので、自主事業ということで設置をされております。この件につきましては、今回のシルバー人材センターのほうも引き続きやっていきたいということでしたので、多分継続をされていくと思います。シルバー人材センターのほうでは、ホームページもですが、独自で広報誌等も出されますので、そのあたりで大きなPRもできると。それと先ほど申しましたインターネットの受付という部分が、若干変わったものがあるのかなと思います。

○委員（松枝正浩君）

リピーター確保に向けた具体的な提案とあるんですけど、これはどのようなものでしょうか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

リピーターで申し上げますと、自主事業を先ほど若干言いましたけれども、子供のチャレンジ教室やスタンプラリー、森林セラピーとか、緑の少年団とかといったところを中心に自主事業で行っていただきながら、現場のほうに足を運んでいただくという部分での計画が、リピーターにつながっていくのではないかと判断しています。

○副委員長（厚地 覺君）

この利用者数あるいは年間利用料金というのも、びっくりする金額ですがけれども、今回、大成ビルサービスが撤退する理由を。そして今回はシルバー人材育成センターと大成ビルサービスが参加したのですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

前回は1者のみで大成ビルサービスだけでございます。今回の撤退については、直接は聴いていないんですけども、会社自体がビル管理であり鹿児島市に本社を構えておりますので、ここ辺りが実際どうだったのか分かりませんが、最初から応募はしないということでもございました。

○委員（愛甲信雄君）

利用者数は439人ですが、これは夏だけの利用者ですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

夏だけではなくて一年を通してですけれども、バンガローが5棟ございます。やはり冬場になりますと、かなり利用客が少なくなっている部分もございますけれども、ほかにもグラウンドゴルフ場もございますし、先ほど言いましたドッグランなどの部分で、利用者の方は一年を通じていますが、実際は、ほとんど夏場に動きがあるというふうに伺っております。

○委員（愛甲信雄君）

シルバー人材センターは、事業計画はどのように出しているのですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

シルバー人材センターのほうは、やはり人材が豊富と言いますか、各種登録をされている方がいらっしゃいますので、そこ辺りをどのような形で配置をされるのか、今からの協議になってくると思いますけれども、実際、シルバー人材センターのほうは、手を掛けるときには大勢の人数で、例えば草刈りでは公園管理があるわけですが、一緒に人数を掛けてやりたいというような考え方みたいです。今までの大成ビルサービスのほうは、一人の常駐の方がいらっしゃいましたけれども、その方が、二人ぐらいで、50haと申しましたけれども、公園を管理をされていまして、そこ辺りの管理の方法が若干変わってくるんじゃないかというふうに思います。

○委員（愛甲信雄君）

丸岡公園はシルバー人材センターの人たちだと思いますけれど、年間を通して、五、六人入っているみたいですが、良好な環境でなされているのかなど。例えば、草が茂ったりして見苦しくなっていないですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

管理は草刈り等もきれいに行われて、木の剪定もされております。通常、人が入らない部分は年に一回の草払いはしていただくような状況ですので、いい管理の状況にはあるというふうに現場のほうは思っております。

○委員（植山利博君）

ヒアリングの段階では3事業者が参加をしていたという理解でよろしいですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

シルバー人材センターのみのヒアリングでございます。

○委員（植山利博君）

2ページの4審議経過の第2回霧島市指定管理候補者選定委員会、平成29年8月21日に申請者3事業者へのヒアリングを実施というふうに書いてありますけれども、この段階では3事業者でなかったのですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

これは、黒石岳だけではなくて、ほかの所の指定管理が2か所ありましたので、ここではシルバー人材センターだけとなります。

○委員（植山利博君）

指定管理料は示されていないのですが、これまでの大成ビルサービスがしていたときの指定管理料と今年の指定管理料では、どういう経緯になっていますか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

平成22年度から平成24年度までなんですが、しみん学習支援公社が指定管理を行っておりました。その額は634万1,000円。平成25年度から平成29年度までは大成ビルサービス株式会社が行っているわけですが、630万4,000円です。今回しようとしている平成30年度から平成34年度になりますけれども526万2,000円。これは税があとに加わります。

○委員（植山利博君）

最後だけ税があとに加わりますと言われましたけれど、その前の二つも税抜きの金額ですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

平成22年度から平成29年度のものは税込みでございます。

○委員（植山利博君）

税込みか税抜きで統一して示してもらえませんか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

平成30年度から平成34年度につきましては、税込みで568万2,000円です。

○委員（植山利博君）

指定管理をする場合は、民間のノウハウを活用して住民サービスが高まり、経費も削減できるというのが指定管理の大きな基本的な考え方なんですが、やはり公が民間に指定管理を出す場合は、民間もある程度の事業として収益が出るような積算、取組、安ければ安いだけでいいんだということでは成り立たないと思うんですよ。これまでも平成22年度から平成24年度、平成25年度から平成29年度、平成30年度からと、年々削減されてきている状況です。今回は大成ビルサービスが引かれたと。様々な事情があるでしょうけれども、このような指定管理を受けても、なかなか事業として厳しいというような状況があるのではないかと思います。その辺の評価は、どのようにされていますか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

委員のおっしゃることは当然でございます。実際、バンガロー収入と、あと自主運営ということで先ほど申しましたドッグラン、これが28万円程度の収入ということで、ほとんどが市の管理ということになってくると思いますけれども、ここ辺りは、シルバー人材センターのほうで、今からリピーターを増やしていただいて、そういう大会をすることによって、収益を生みながらシルバー人材センターにも、そこ辺りの収入が膨らんでくれば、非常にありがたいとは思っております。

○委員（植山利博君）

使用料と利用料があるわけですが、民間のノウハウを生かして使用料を上げる。そこで収益性を高めるというのであれば、民間の委託をしている事業者の意欲を育てるためには、使用料ではなくて利用料を採用するということが、民間の意欲が高まるんですね。今回、この指定管理をする際に、使用料にするか利用料にするかという議論はなかったんですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

その部分はありませんでした。

○委員（植山利博君）

民間の方々のノウハウ、独自事業、これに意欲を持って取り組んで来客を増やそう、使用料を増やそうと思えば、利用料にしたほうが、使用料であったら、幾ら来場者が多くても、幾ら収入が上がっても、これは市役所に行くわけですから、事業者にとっては、一生懸命やっても何にもならないわけです。先ほどお二人が質疑をされたのも、これだけの施設で、初期投資が幾らあったか分からないけれども、この利用者との使用料では、いかなものかという思いがあるから、このような質疑が出ているわけです。ここをもうちょっと市民の方の利用度を上げて、有効活用するにはどうあるべきということを考えれば、当然、使用料にするか利用料にするかという議論もしつかりとすべきだと思うんですけど、部長いかがですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

使用料と利用料の件でございますが、使用料につきましては、この黒石岳の施設のみならず、条例の中で定めてあるものを、私どものほうと相談しながら指定管理者のほうで定めていくといった取り方を取っているわけですが、この自主事業で、例えばドッグランとか、いろいろな事業をされる分については、基本的にはエリアを利用するわけですが、それについて条例等で使用料とかという形で定めておりませんので、今、確認してみますと基本的には利用料という形で、その指定管理者の収入に組み入れてあるということでございます。

○委員（植山利博君）

独自事業部分だけは利用料で事業者が取られているようなケースがあると。仕分けは分からないけれども、バンガローの使用料が一番大きいと思うんです。確認しますけれど年間使用料の39万6,140円の内訳をお示してください。

○林務水産課長（川東輝昭君）

39万6,140円の内訳でございますが、バンガローが309人ということで33万9,405円、グランドゴルフのほうで47名ということで6,835円、ドッグランになりますけれども83人ということで4万9,900円、合計の人数が439人で39万6,140円となります。

○委員（植山利博君）

これは想像どおりなんです。バンガローの収入が一番多いということは、聴かなくても想像はできるわけです。ですから、こういうものの利用度を上げるために、もうちょっと広報する。市内外からお客さんを呼ぶ。バンガローだから使用料も安いと思うんです。そういうことをもっと広報

をして、集客力を高める。そのために指定管理の事業者が努力をする。様々な自主事業というのは、このバンガローでの高い収益を得るためにお客さんをお呼びするために自主事業をさせる。それが民活なんです。民間の活力とノウハウをうまく使って、そういうことを、きちんと内部でしっかり協議をしながら、多くの事業者が公募をしたがるようなシステムを構築する。1件しか公募がないような状況では指定管理に出す条件が良くないんじゃないかと私は思うんです。これまでも指定管理では、浜之市の温泉センターなどで、利用料と使用料の十分な検討するべきだと。もっと踏み込めば、民間に移譲できるものは民間に移譲したほうがいいのではないかとということまで言ってきたわけです。行政改革、市の財政の健全経営を考えるのであれば、全課横断的にその辺の議論をしっかりとする必要があると思いますけれど、いかがですか。

○林務水産G長（落水田剛君）

利用料か使用料かの話だけ答弁させていただきたいと思います。当施設につきましては、ただいま利用料となっておりますので、業者のほうから直接取ると。運営に役立てるという形になっております。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時43分」

「再開 午前11時00分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。答弁のほうからお願いします。

○林務水産課長（川東輝昭君）

先ほど利用料金のことで使用料と利用料とがありましたけれども、今回の黒石岳森林公園につきましては、指定管理者が身近な収入として利用料金という制度を設けておりますので、訂正をさせていただきます。

○委員（植山利博君）

議案書27ページの使用料というところは年間利用料という訂正するという事で理解してよろしいわけですね。そうならば大いにこの事業者も自主努力をしていただいて、バンガローの収益が増えれば経営自体も指定管理事業者もいいわけですので、そのような取組を市としても求めて、協議の中でしっかりと求めておいていただきたいというふうに思います。いずれにしても指定管理料が毎年削減をされてきているわけですので、この指定管理料は補助金と一緒に毎年1割カットでは、いつかは、それ以上カットができない場面が必ず出てくるわけですので、うまく回っていくような視点を持って、今後も取り組んでほしいということは求めておきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

利用料ということでありますけれども、シルバー人材センターが事業計画書を出されて申請されていると思うんですけれども、例えばバンガローは7月、8月しか利用できない場所でもあるわけ

ですけれども、その計画書の中に、どれだけの利用料を上げていらっしゃるのですか。それと行政のほうで試算をした数字があれば、そちらも示してください。

○林務水産課長（川東輝昭君）

市のほうでの計画では28万8,458円ということで、シルバー人材センターから出されたものでは、バンガローとグラウンドゴルフ場を含めて30万円と試算がしております。

○委員（木野田誠君）

この年間利用料は平成28年度実績ですよ。実績よりも下がった数字で計画をされているということでもありますけれども、それでいいんですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

市のほうで試算をしたのが28万8,000円で、シルバー人材センターではバンガローとグラウンドゴルフを含めて30万円ですので、若干上回っている計画になると思います。

○委員（木野田誠君）

業者が出されたのが30万円、去年の実績は39万6,140円ですよ。施設が無くなったわけではないので、事業計画書が実績よりも高い計画をされるのが、普通の事業計画だと思っんですが、どういふ点で、その30万円を認められているのですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

市側の28万8,000円と実績では若干開きがありますが、財政課との協議の中でも、ここは平均的な部分で、収入は、その年によって若干の差が出てくると思いますので、そこあたりを加味した収入で上げてあるというふうに思っております。

○委員（木野田誠君）

私が言いたいのは、ここで一生懸命努力をされても、極端に利用料金が上がってくることは恐らく不可能であるというふうに思っております。この利用者数は439人ということでもありますけれども、これはお金を払った人であって、黒石岳の特性からして、お金を払って利用する人よりも、あそこは高い所ですから、眺望を楽しむとか、夏になるとあそこに私も年に3回くらい涼みに行きますけれども、そういう人たちもいらっしゃるということを含んで評価していかなくてはならないのではないかと私は思います。どうですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

委員のおっしゃるとおり、あの場所は非常に眺めがいい場所でございます。360度を眺められるわけですけれども、あそこを通られる人の人数というのはカウントはしてございません。予約があつて来られた方につきましては、その利用料金のカウントができておりますけれども、実際は、それ以外の方も寄られて、景観を楽しまれている方もいらっしゃるというふうには伺っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第92号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時07分」

「再開 午前11時09分」

△ 議案第113号 訴えの提起について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第113号、訴えの提起について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第113号、訴えの提起について御説明いたします。本案は、霧島市霧島の男性に訴えの提起をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。提案理由としまして、霧島市有害鳥獣捕獲報償費交付要綱に基づき交付した報償費の不当利得返還に係る訴えを加治木簡易裁判所に提起するものでございます。詳細につきましては、林務水産課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○林務水産課長（川東輝昭君）

議案第113号、訴えの提起について御説明いたします。9ページをお開きください。訴訟の相手方は、霧島市霧島の男性であり、不当利得返還請求に係る訴えを加治木簡易裁判所に提起するものでございます。10ページをお開きください。事件の概要を御説明いたします。本市は、有害鳥獣による農林産物等の被害の拡大を防ぎ、農林産業の振興、生活環境の保全に寄与するため、市が発出した捕獲指示に基づき有害鳥獣を捕獲した者に対しまして、報償費を交付する制度、有害鳥獣捕獲報償金制度を設けております。訴訟の相手方は、この捕獲業務に従事していた方ではありますが、平成25年から平成28年にかけて、9回にわたり、同一の個体を複数回使用するという方法により虚偽の捕獲実績報告を行い、合計10万8,000円の報償費の交付を受けております。このため、当該報償費の受領は霧島市有害鳥獣捕獲報償費等交付要綱第5条第1号で規定する交付要件を欠くものでありまして、本市は、不当利得に当たると判断し、平成29年11月30日までに相当額を返納するよう通知しましたが、返納がなされなかったことから、訴訟の相手方に対し、報償費の不当利得返還請求に係る訴えを提起することと致しました。提訴の内容は、霧島市に対し、有害鳥獣捕獲費交付に係る不当利得にあたる返還金10万8,000円及びこれに対する平成29年12月1日から完済まで、年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるほか、訴訟費用は被告負担とする判決を求めるものでございます。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

これまで不正請求で補助金を受け取られた方は、全体で何名だったのか。そして市が返還を求めたと思うんですが、このお一人だけが返還を拒まれているのかどうか、そこを確認させてください。

○林務水産課長（川東輝昭君）

この方を含めまして30人になるわけですが、29人の方につきましては、既に報償費を返還していただいておりますので、一人だけ残っている形になります。

○委員（植山利博君）

この1名だけが残って、理解を示されなかったということですがけれども、直接、市の担当者若しくは課長、係長なりが、この方と面談をされて返還を求められる交渉を何回ぐらいされましたか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

担当者を含め課長、部長を含めまして計6回の交渉を行っております。

○委員（植山利博君）

計6回の交渉をされたということですが、これ以上、交渉しても理解を得られないという判断をされたということではいいですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

お互いに写真などを提示しながら交渉を行ってまいりましたけれども、御本人自体が拒み続けていらっしゃるものですから、これ以上は、ちがが明かないと判断いたしました。

○委員（植山利博君）

その6回の交渉の中で、感触として不正受給があったんだけど返す気がない、若しくは不正受給ではないんだという主張、その辺はどうなんですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

御本人は、報償費を受け取ったことはないということ、実際に写真を提出した記憶がないということですので、事実確認を御本人が全くしていただけないという部分がございます。

○委員（植山利博君）

ということは、市側と御本人とは全く見解が違うと。全く違う立場だから、これ以上は理解を求めようがないという状況だということは理解しました。その上でと訴訟をしようとしているわけですから、市としては勝訴できるという確信があるという理解でよろしいですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

本定例会で可決して頂きますと、当然、弁護士を通じて加治木簡易裁判所に出す形になるろうと思いますが、そこ辺りは、こちらのほうで持っている写真などもありますので、弁護士等にそこ辺りの事実確認等を訴えて、敗訴にならないように努力はしてまいりたいと考えております。

○委員（植山利博君）

いざ裁判となれば、それぞれがそれぞれの主張をして争うわけですから、100%勝てるという保証はないでしょうけれど、顧問弁護士もいるわけですよ。手持ちの材料もあると思います。そうい

うもので検証し、弁護士のアドバイスも受ける中では、裁判で争っても勝てるという見込みはあるという理解でいいんですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

あるということで、市側は最善の努力をすることだけと思います。

○委員（植山利博君）

我々は判断する詳細な事実関係は持っていないわけです。ここで可決をすれば裁判になるということですので、ある程度、勝算があって提訴するんだという、その辺の感触を確認したところなんです。

○農林水産部長（川東千尋君）

訴えの提起でございます。我々もこれまで6回の相手との交渉を含めて、いろいろな方々への聞き取りも行いましたし、こちらが保存している書類、それからその方が属する捕獲隊の班に保管されている書類、そういったものも頂いた上で、それを証拠書類として、今後、裁判所のほうで、いろいろと審査がなされるわけです。我々の考えている状況のとおりには審議が進めば、勝訴できるものと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第113号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時21分」

△ 議案第82号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第82号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第82号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。本案は、工場等用地取得費補助金等の額を引き上げることにより、本市への企業誘致を促進し、本市の更なる工業の振興及び雇用の増大を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

議案第82号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正についての概要を御説明いたします。資料は、議案の6ページ、一部改正条例新旧対照表の4ページになります。補助金等の優遇制度は、企業が立地を判断する上で重要な要素の一つになっておりますことから、魅力ある優遇制度が必要不可欠であると考えております。本市のふるさと創生総合戦略では、2060年の人口を13万人とすることを目標としており、この目標達成に向けまして、地の利、人材確保の優位性を活かした企業誘致活動を積極的に展開していく必要がございます。そこで、工場等用地取得費補助金及び大規模工場等用地取得費補助金の補助率について、土地の取得価格の100分の30以内から100分の40以内に、雇用促進補助金の額について、新規地元雇用者一人当たり20万円から30万円に、それぞれ引き上げ、優遇制度を充実させることで、本市への企業誘致を促し、本市の更なる工業の振興及び雇用の増大を図ろうとするものでございます。以上で、議案第82号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原 勇君）

土地の取得価格の100分の30から40になるということと、雇用促進補助金の新規地元雇用者一人当たり10万円アップの20万円から30万円となっておりますが、この優遇制度は非常にいいことだと思うんですけども、新規に雇用する人が一人ないし二人入られた場合、この入られた方は連続して6か月なのか、それとも1年なのか、そこを教えてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

新規雇用促進者の継続的な雇用につきましては、この条例では操業開始時に5人以上、あとは補助金申請時に5人以上という条件がついているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

5人以上となると、例えば10人になった場合、その額も相当するわけですけど、ぎりぎりの3人とか4人の場合は、全くゼロということでもいいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

この補助金の条件としまして5人以上となっておりますので、3人とか4人では、この補助金には該当しないこととなります。

○企業振興室長（住吉謙治君）

正社員というわけではなくて、社会保険とかに加入されていらっしゃるパートの方も5人の中に含まれますので、該当すればいいなと思っております。

○委員（松枝正浩君）

補助率100分の30を100分の40に、そして地元雇用者一人当たり20万円を30万円に上げられる数字的な根拠を教えてくださいませんか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

数値的な根拠としましては、隣の始良市、都城市、ここの金額はそれなりの金額というか、雇用促進補助金の額もそれなりの金額にあるものですから、それに合わせるような形で、今回、条例改正をさせていただいたということでございます。

○委員（松枝正浩君）

この条例の施行日ですけれども、平成30年2月1日からですが、この理由は何かありますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

この件について、課内でも議論をしたんですけれども、どうしてもこの補助金というのは立地協定が前提になりますので、新たな立地協定が生まれたときからということで、可決していただくなれば1月になりますので、その可決を待ってからということで2月としたところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

今度20万円から30万円に改正するとのことですが、20万円は何年からですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

この工場等立地促進に関する条例につきましては、合併前の旧国分市、旧横川町、旧福山町の1市2町にあったものを新市に引き継いだものでございます。ですので、当初から20万円というのございました。

○委員（木野田誠君）

30%から40%になったということで、施行日は2月1日ということですが、我々は企業誘致が成功したんだなというような感じで受け取っているだけなんですけれども、実態は30%から40%にシなくてはならない要素は、始良市とか都城市がそうであるからということでありましたけれども、実際は、企業誘致のいわゆる競争ですね。この辺はどういう状況にあるのか例がありましたらお示しく下さい。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

こちらのほうに出てこようという企業とは、いろいろと交渉をします。企業側も少しでも有利な条件で立地したいというのが、通常の要望でございます。そのような中で、私たちは都城市とか始良市、ここについては地域間競争が大分ありまして、確かに補助金だけではないんですけれども、空港とかインターチェンジの近くとか、あと雇用がしやすい所とかいろいろとあるんですけれども、やはりこの優遇制度というのは、非常にインセンティブというか動機付けがあるものですから、こういう形の中で、補助制度というのは非常に大事なものだという認識をしております。企業側もそこの視点は非常に強いようでございますので、こういう形で条例改正をさせていただくということで提案させていただいたところでございます。

○委員（木野田誠君）

条例が改正されると40%ということになるわけですが、お互いの競争で、それが50%とかその数字が加熱して上がっていくという、そういう可能性はどうなんですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

加熱して上げれば良いということではなくて、他の自治体より低いと誘致がしにくいものですから、その辺の加減ということで、土地に対しては始良市で35%、都城市で50%で、都城市は高いんですけれども、先ほど申しましたように、高ければ良いという問題でもないし、我々の企業に接し方なども当然評価されてくるものですから。しかし、あまりに劣ると、当然、他市を選ばれる可能性もあるものですから、中間点ではないんですけれども、常識の範囲内というような形で、今回、改正をさせていただきたいということでございます。

○委員（木野田誠君）

2月1日から40%になったら、すぐに該当する見込みのある企業というのはありますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

具体的な企業名は言えませんが、今、交渉中の企業はございます。

○委員（植山利博君）

具体的に始良市と都城市の数字が出ました。先ほど根拠を聴かれた時に、始良市と都城市の状況を見ながらと言われたから、一緒くらいの横並びになったのかなというふうに思っていたところですけど、具体的な数字が出て、その中間くらいなんだなという思いがしたんですが、言われるように補助率だけではないと思うんですよね。交通の便とか人材確保とかいろいろあります。そこで、土地取得価格の部分を30%から40%以内ということですけど、以内ということは、交渉の中で40%より低い場合があるというケースもあるという理解でいいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

これまで合併後、補助金をいろいろな企業のほうに支出しているんですけども、全て30%ということで算出させていただいているところでございます。

○委員（植山利博君）

であれば、この以内というのは要らないのではないかなという気がしたものですから、確認をさせていただきます。

○企業振興室長（住吉謙治君）

30%以内と申しますと、結局、限度額がございまして、30%を超える場合があるので、30%に押さえているという意味でございます。

○委員（植山利博君）

ちなみに限度額は一番大きいもので5億円くらいでしたか。確認をさせてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

大規模の補助金の件については5億円でございますけれども、実際は人数によって限度額が変わってございまして、例えば新規雇用者数が5人以上20人未満は、現行では2,000万円。新規雇用者数20人以上50人未満が3,000万円。あと新規雇用者数が50人の場合が6,000万円ということで、先ほどの5億円の話をしてしまいましたが、用地取得の面積が5ha以上10ha未満、これは新規雇用者が50人以上と条件が付いているのですけれども、この場合が3億円。それと工場用地取得面積が10ha以

上で新規雇用者が同じく50人以上の場合は5億円というふうになっているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時40分」

「再開 午後1時00分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第82号について、執行部に対する質疑を終わります。

△ 議案第86号 霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第86号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第86号、霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。本案につきましては、2件の条例の一部改正について一括提案しております。前段の霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項等を改める必要が生じたため、所要の改正をしようとするものでございます。次に、後段の霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、同法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項等を改めるとともに、改正後の法律第4条第1項の規定により策定した地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に基づき、特例措置の適用を受ける区域の範囲に二つの工業団地を加えるため、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、担当室長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○企業振興室長（住吉謙治君）

議案第86号につきましては、2件の条例の一部改正について一括提案しておりますが、まず、霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

の概要を御説明いたします。資料は、議案の10ページから11ページ、一部改正条例新旧対照表の7ページになります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称：企業立地法）の改正法として、本年7月31日に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）が施行されたことに伴い、本条例の根拠法令が変わりましたことから、条例の題名を始め引用条項について所要の改正を行うものでございます。具体的な改正内容であります。地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす事業（＝地域経済牽引事業）を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的としており、製造業のみならず、サービス業等の非製造業を含む幅広い業種が対象となっております。国の基本方針に基づき、市町村と都道府県との共同で基本計画を作成し、国が同意します。事業者は、同意された基本計画に基づいた地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事の承認を受けることにより、国や地方公共団体の設備投資に関する支援措置等を受けることを可能としようとするものであります。なお、県及び県内の全市町と共同で、本県の特性を生かした電子、自動車、食品、健康・医療、航空機、情報通信、環境・エネルギー、観光の8分野に重点的に取り組む計画（＝鹿児島県基本計画）を作成し、本年9月29日に国の同意を得たところでございます。次に、霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についての概要を御説明いたします。資料は、議案の11ページから12ページ、一部改正条例新旧対照表の8ページから9ページになります。本条例の根拠法令等が変わりましたことから、先ほどと同様に、条例の題名を始め引用条項を改める必要が生じたこと、及び重点促進区域内の工場立地特例対象区域として、二つの工業団地を加えること等について、所要の改正を行うものでございます。具体的な改正内容であります。国の同意を受けた基本計画（鹿児島県基本計画）において定められた重点促進区域内において、市町村が工場立地特例対象区域を指定した場合、工場立地法の特例措置により、市町村は条例で、対象工場の立地に際しての緑地面積率及び環境施設面積率を国の定める基準の範囲内で設定することができることになっております。つきましては、第3条に規定する乙種区域に、川内工業団地と清水工業団地を追加するとともに、区域の範囲の呼称を工業団地に統一しようとするものであります。以上で、議案第86号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時08分」

「再開 午後 1時17分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

新規参入の事業者に対しての様々な優遇措置が図られるということですが、今回の特徴的なものは、対象業種が製造業だけじゃなくて、大分幅広くなったというふうに理解しました。そこで非製造業の中で観光業などのサービス業などというふうになっておりますけれども、これは例えば小売業などもその対象となりますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

鹿児島県の基本計画上は製造業及び観光業という捉え方をしておりますので、小売業については対象になっておりません。

○委員（植山利博君）

今、明確な答弁を頂いたわけですが、我々の市民感覚ですと、小売業も、ある意味では観光振興のための一助となるとよく言われています。中国辺りからの爆買いで電化製品とかを買うために日本に来るといような状況もあろうかと思うんですけれども、これは県がそういう方向を示していれば、これはいかんともしがたいわけですが、今後は、そういう視点でもう少し幅広く、観光振興という観点から、ある意味では小売業という業種に対しても、その辺の施策を進めていいのかなと私は個人的にはそう思うわけです。最近はノータックス、デューティーフリーと言うのですか、関税を免除して海外からの消費を促すというような取組も行われているというふうになっておりますけれども、その辺の見解はいかがですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

この法律自体が、企業立地法をそのまま引き継いだ部分もありまして、その企業立地法というのは製造業が中心になっている支援制度なので、それを引き継いだ上に観光業の部分が加わってきたということがございます。それと設備投資については、1億円以上の設備投資に対しての減免になっていくということがございます。

○委員（植山利博君）

そこを十分理解した上で、例えば霧島市内にはメガドンキホーテとかトライアルとかA-Zとか、規模の非常に大きな商業施設があるわけですが、これらに対する支援措置というのは、現在のところは霧島市にはないという理解でいいですね。

○商工観光部長（池田洋一君）

大型小売店舗法等で適用になっている小売業につきましては、霧島市のほうでの優遇制度というものはございません。

○委員（有村隆志君）

インターネットの環境とか整っていないといけないのかなと思いますけれども、これだけ条件のいい法案でできたのであれば、そういったことを入れた考え方も必要になってくると思うのですけれども、新たに工業団地を指定して造るとか、そういったものの想定はありますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

今、鹿児島県の基本計画におきましては、先ほどお示しをした工業団地とかという部分になってまいりますけれども、今後、もし工業団地を設けるとかということができるとすれば、その計画の変更ということでございまして、この計画の変更に対しては、鹿児島県のほうは、その都度対応してもらえるとということになっておりますので、臨機応変に対応できるものと思っております。

○商工観光部長（池田洋一君）

今回の議会でも超高速ブロードバンドの関係などが出ておりますけれども、前市長も現市長も、その光通信事業に早急に取り掛かるというような方向を出していらっしゃると思いますので、そうなれば、当然、国道223号沿いとか、牧園、霧島、横川とか、そういう地域においては、今後、工業団地の開発というのが見えてくるのではないかと。今のところは、光通信がないだけで、特に横川などは影響を受けていらっしゃるということがありますので、我々も、その光通信の整備促進というものと一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

非製造業で、新たに観光というくくりでうたっていますので、例えば土地を買って建物を建てて、ホテルが新規参入する。そういうものは対象になるという理解でよろしいですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

この法律自体が、ものづくりとか今言われました観光とか、あるいは6次産業化とか、そういったもので、その地域の特性を活かした成長分野に対して挑戦する事業者を支援する。設備投資を減税措置とかで後押しする制度なんですけれども、今言いました観光につきましては、ホテルを造った場合、この緑の地域とか赤茶色の地域は対象になりませんが、それ以外の促進区域内であれば、ホテルの関係も対象になるということで、鹿児島県から見解を頂いているところでございます。

○委員（植山利博君）

新規投資ということでしょうけれど、例えば倒産していたホテルを、どこか新しい事業所が買って再開して、新たに事業展開するというということとか、改装であるとか、投資額が一定を満たせば対象になるという理解でいいですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

今、言われたその事業者が、この地域経済牽引事業の計画を、鹿児島県に対して承認をもらうということが条件なりますけれども、新規とかだけでなく、今言われたように、買い取って改装するとか、そういったものも対象になるということでございます。

○委員（植山利博君）

観光などのサービス業ということですので、単に観光ホテルを造るとか、そういうものではなくて、例えば農家が客を寄せるために、生産物を加工して、そこで食事を提供するような、若しくは公園と一体となったような施設で新たな投資をするとか、そういう場合も対象になるという理解でよろしいですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

資料でお渡ししてあります鹿児島県基本計画の要点というところがあったかと思いますが、3ページの一番下になりますけれども、本県の世界自然遺産、世界文化遺産等の観光資源を活用した観光関連産業分野となっておりますので、それが鹿児島県のほうでどこまで認めるかどうかという部分が出てくると思うんです。ですので、あくまでも先ほどの鹿児島県の承認基準を満たすものであれば、対象になってくると思いますけれども、鹿児島県がOKを出しても、国のほうでこれが本当に高い先進性があるかどうかということをお問われてきますので、県がOKでも国が駄目という場合もありうるというものでございます。ですので、あくまでも判断は、今の段階では鹿児島県の承認基準に合致しているかどうかということになります。

○委員（植山利博君）

その紹介があったから、個別、具体的に、こういう事例はどうなのかということをお聴いているわけですので、当然、県が審査をし、国が審査をして、その基準を満たすということは条件でしょうけれども、今までは、例えば農家がそういう自分の生産物を加工して食に供するものなどを作ったら、農林関係の補助事業というものはあるでしょうけれども、そういうものと同時に可能性が出てきたという理解でいいですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

観光関連分野の中でありまして、例えば鹿児島県のサツマイモ、豚等の農林水産物を活用した食品関連産業分野というのがありますけれども、この部分で先進性があるかといったものになっていくと、対象になってくると思っています。あくまでも、その地域経済のカンフル剤になるように国が作った法律ですので、それが地域の特性に応じてということだと思っております。それはもう対象になってほしいという思いはあります。

○委員（植山利博君）

新たな可能性が出てきた地域の方々は、漁業者にしても、そういう可能性が出てきたということですので、この条例を可決したとしても、民間の方々の意欲のある方々に、広報、啓発をすることも重要なという思いがするわけですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

このことは、私ども企業振興室だけではなくて、商工観光部全体としての取組でもあると思うので、観光課とか霧島PR課もありますので、そういったところと情報共有をしながら、その辺はやっていきたいなというふうに思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第86号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時30分」

「再 開 午後 1時33分」

△ 議案第83号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第83号、霧島市都市公園条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（島内拓郎君）

議案第83号、霧島市都市公園条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。平成29年6月15日の関係法律及び政令の改正において、都市公園施行令の一部を改正されたことにより、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合を条例で定める必要があるため、所要の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○都市計画課長（柿木安長君）

議案第83号、霧島市都市公園条例の一部改正の詳細につきまして御説明申し上げます。平成29年6月15日の関係法律及び政令の改正において、都市公園法施行令の第8条第1項が、一部改正されました。改正前は、「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない。」と、政令によって運動施設の敷地面積の割合が制限されておりました。改正後は、「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して、当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の50）を超えてはならない。」と、改正され地方自治体の裁量により、割合を定めなければならないようになりました。今回の条例改正によって、「運動施設の割合を100分50以下とする。」と定めるものであります。100分の50以下とした理由としまして、政令によって参酌値（100分の50）が定められ、県内の鹿児島市を始め、始良市、鹿屋市に聞き取りを行った結果、参酌値での条例改正を予定しているとのことであり、また、国の設置する都市公園については、従来の基準値であります100分の50を変更せず、緑地や空間を確保するようにしているためでもあります。以上で、詳細説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

都市緑地法等の一部を改正する法律に基づいて、今回の条例改正をされるということなんですけれども、国の改正した背景といったものが分かれば教えてください。

○都市計画課長（柿木安長君）

運動施設は重要な公園施設でございますが、一般の方々が自由にその公園を散歩したり、休んだりする、そういう面積が必要です。今回、改正に至った経緯は、運動施設のバリアフリー化とか、国際基準によって運動施設の面積を変えなければならないと。それが各地方自治体におきまして50%を超える所がでてきたと。そういう不都合な所が出てきた結果、運動施設面積を各地方自治体に裁量を任されたと聴いております。

○委員（植山利博君）

地方分権の大きな流れの中で、それぞれの運動施設のスペースは地方の自治体の特性に応じて、自分たちでしっかりと規定しなさいということだろうというふうに思います。そこで運動施設という定義を明らかにしてもらえませんか。緑地空間というものを除いたものが、全て運動施設なのか若しくはその競技用のトラックとか、そういうスペースに限定するのか、ここで運動施設という定義をお示してください。

○都市計画課長（柿木安長君）

運動施設といえば、野球場とか陸上競技場、サッカー場とかの運動をする施設、あと更衣室とかそういうスポーツに関係する施設を含んだものが運動施設になります。競技種目で言えば、スキー場とかスケート場、ボート場、そういうものも運動施設に入っております。

○委員（植山利博君）

そうすれば都市公園を造る場合に、都市公園の中にソフトボール場を造るとすれば、ソフトボール場のスペースの倍の緑地とか、空間を設けなければいけないという理解でいいわけですね。

○都市計画課長（柿木安長君）

現在ある都市公園の面積がある程度ありますので、ソフトボール場一面を、その運動施設の中に設置したとしても、まだ50%未満という余裕があれば、そのままその都市公園内に設置することができます。

○委員（木野田誠君）

参酌とはどういう意味で理解すればいいですか。現実的にその適用はどうなるのか教えてください。

○都市計画課長（柿木安長君）

100分の50を参酌というふうになっていますので、100分の50を中心として、それ以下であったり、それ以上であったりというふうになると考えております。

○委員（植山利博君）

霧島市内に国が設置をした都市公園はありますか。

○都市計画課長（柿木安長君）

国が設定した公園はございません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第83号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時42分」

「再開 午後 1時43分」

△ 議案第93号 指定管理者の指定について（上小川地区コミュニティ広場）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第93号、指定管理者の指定について（上小川地区コミュニティ広場）について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（島内拓郎君）

議案第93号、指定管理者の指定について、概要を御説明申し上げます。建設施設管理課の所管する国分地区内の17か所の都市公園の指定管理については城山公園を除き、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理者に指定し管理運営しているところであり、今回、国分湊に新設された上小川地区コミュニティ広場の管理についても、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。詳細については、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

議案第93号、指定管理者の指定について（上小川地区コミュニティ広場）の詳細につきまして御説明申し上げます。上小川地区コミュニティ広場は、地域の交流やふれあいの場として、また、レクリエーションを通じ、利用者の健康増進を図ることを目的として設置された公園であります。概要につきましては、平成28年度から平成29年度にかけて整備を行い、平成29年7月15日に供用開始された公園であり、総面積9,144㎡、多目的トイレ約28㎡、休憩所44㎡、駐車場19台分、それに東屋1か所、ベンチ9か所、遊具3基、バスケットゴール1基、水飲み場1か所、ケヤキなどの植栽36本が整備されております。平成29年度においては、一般財団法人霧島市施設管理公社と単年度契約を行っており、トイレ清掃や芝の管理、樹木の剪定、遊具の点検などを行い、安心安全な公園の管理に努めているところです。現在、国分地区の建設施設管理課所管の都市公園の管理につきましては、城山公園を除く17か所の施設の維持管理、清掃、樹木や芝の管理、公園の運営を指定管理者である一般財団法人霧島市施設管理公社で行っております。その指定期間につきましては、平成27年4月1日より平成32年3月31日までの5か年となっており、現在3年目の契約期間中となっているところでございます。上小川地区コミュニティ広場につきましては、公園の維持管理や運営に知識を持つ、霧島市施設管理公社へ平成30年4月1日から平成32年3月31日まで複数年間、指定管理者

として直接指定することで、効率的かつ効果的な管理運営を行いたいことから、議会の議決を求めらるるものがございます。以上で、詳細説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか

○委員（植山利博君）

指定管理料は幾らを予定していますか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

平成30年度、平成31年度、消費税込みで111万9,000円と積算したところでございます。

○委員（植山利博君）

平成29年度は80万8,000円ということで、約8か月ですから一月に割り崩すと10万1,000円くらい。平成30年度と平成31年度は、一月で割り崩せば10万円を切っていますね。幾らか減額になったという理解ですけど、その辺の根拠はどうなっていますか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

現在、施設管理公社と管理協定を結んでおります金額が1,762万円となっております。それを17都市公園で割り崩しますと、103万6,470円となっております。この103万6,470円掛ける消費税で111万9,000円としたところでございます。

○委員（植山利博君）

結局、17の都市公園を全て一括で管理してもらっているの、それを17分の1にした場合という積算根拠ですね。私は一つ一つ規模も違えば、そこに植栽されている木の数、東屋とか遊具の状況も違うわけだから、本来なれば一つ一つの公園を積算して出すのが、本来のあるべき姿かなと。全体で割り崩せば簡単でしょうけれども、その件は分かりました。今回は17都市公園のうち1か所だけが直接指定ではなくて、16都市公園は霧島市施設管理公社ですよ。城山公園だけが違うわけですけども、競争の原理という観点からすれば、公募にしなかった理由はどういうことですか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

根拠の法令は霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の第5条第1項におきまして、当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるときという規定に基づいて、霧島市施設管理公社に直接指定したいと思っております。

○委員（植山利博君）

そうすると城山公園は規模が大きくて、公募することによってメリットがあると。あとは小さい公園なので、公募をするよりも手馴れたところへ直接指定したほうが効率がいいだろうというような観点だという理解でいいですね。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

そのとおりでございます。

○委員（有村隆志君）

公園の中にある施設が芝生とトイレと遊具といったものと思うんですけども、管理料はトイレまで入っていますか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

平成29年度につきましては浄化槽維持管理費，水道費，電気代は含まれておりません。平成30年度からは，それは霧島市施設管理公社が負担するという形になります。トイレットペーパーなどの消耗品については，今年度は含まれております。

○委員（有村隆志君）

私が言いたいのはそこなんですけれど，トイレの掃除は地域がするという理解でいいですか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

トイレの清掃等は霧島市施設管理公社が行うということでございます。

○委員（有村隆志君）

それは毎日来てということではなくて，定期的にやるということですね。なぜ聴くかと言うと広瀬のほうも掃除をされているような気がするものですから，聴いてみたんですけど，基本的にはそちらがされて，トイレットペーパーはしないということですか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

トイレの清掃とかトイレットペーパーの補充とかというものも，霧島市施設管理公社が現在行っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので，これで，議案第93号について，執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時55分」

「再開 午後 2時00分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは，これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

△ 議案第84号 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず，議案第84号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第97号 議決事項の一部変更について（工事請負）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第97号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第96号 市の境界変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第96号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第89号 霧島市福山食の交流館の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第89号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第92号 指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第92号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第113号 訴えの提起について

○委員長（池田綱雄君）

次に議案第113号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第82号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第82号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第86号 霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第86号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第83号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第83号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第93号 指定管理者の指定について（上小川地区コミュニティ広場）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第93号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案10件の自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入

ります。議案番号順に行います。

△ 議案第82号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第82号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第82号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第82号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第83号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第83号、霧島市都市公園条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第83号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第84号 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第84号、霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第84号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第84号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第86号 霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第86号、霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第86号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第86号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第89号 霧島市福山食の交流館の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第89号、霧島市福山食の交流館の設置及び管理に関する条例の廃止について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第89号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第89号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第92号 指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第92号、指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第92号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第92号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第93号 指定管理者の指定について（上小川地区コミュニティ広場）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第93号、指定管理者の指定について（上小川地区コミュニティ広場）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第93号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第93号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第96号 市の境界変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第96号、市の境界変更について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第96号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第96号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第97号 議決事項の一部変更について（工事請負）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第97号、議決事項の一部変更について（工事請負）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第97号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第97号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第113号 訴えの提起について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第113号、訴えの提起について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第113号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第113号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（有村隆志君）

議案第82号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正についてと議案第86号、霧島市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、企業立地を促進するものですので、この中で全市的に企業誘致をできるように、超高速ブロードバンドの整備を含めた形での促進を求めるということを、付け加えていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

議案第89号、霧島市福山食の交流館の設置及び管理に関する条例の廃止についてですけれども、これは条例で設置をされている施設の現状がそぐわないということでの廃止の条例ですけれども、他にも条例の目的に沿って利用がされていないこのような施設等もあろうかと思えます。今回の場合

は、5年間使われていなかったわけですから、そのような施設は公共施設の管理計画に則って、適切な対応をするように求めておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を盛り込むこととして、報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時13分」

「再開 午時 2時15分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に閉会中の所管事務調査についてですが、今回は、前回同様、産業建設課常任委員会の所管事項についてということで提出したいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 2時16分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄